

## 「南砺市地域防災計画改定（素案）」にかかるパブリックコメントの結果について

「南砺市地域防災計画改正（素案）」について、広く市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施したところ、その結果は次のとおりでした。

### 1. 募集案件

「南砺市地域防災計画改正（素案）」

### 2. 募集期間

令和6年1月31日（水）から令和6年2月19日（月）まで

### 3. 閲覧場所

- ・市ホームページ
- ・各市民センター、中央図書館及び地域包括ケアセンターの情報公開コーナー

### 4. ご意見の提出方法

- ・郵送
- ・ファックス
- ・電子メール
- ・直接持参

### 5. 提出されたご意見（28件）

- ・1団体（電子メール）

### 6. ご意見の内容

別紙のとおり

### 7. 市の考え方（回答及び対応）

別紙のとおり

【南砺市地域防災計画改定（素案）】に対して、  
市民から提出されたパブリックコメントにおけるご意見と市の考え方（回答）について

	提出されたご意見	ご意見に対する市の考え方と対応
1	1. 「1.近年の災害対応を踏まえた内容修正」の一環として、令和6年能登半島地震（2024年1月）の被災状況と対応からの教訓を踏まえ、見直し・内容強化をしてください。	現在、まだ被災状況は確定に至っていない、また、初動や避難所の対応等を取りまとめている最中であり、今後、今回の震災での見直し・内容強化を検討していきます。
2	2. 「2.最近の施策の進展等を踏まえた内容修正」の一環として； (1) 2020年に内閣府男女共同参画局が策定した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の内容を十分に反映してください。 また、この「ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況調査（令和4年）」の回答によれば、残念ながら南砺市は未対応の点が多くあります。防災計画見直しを契機に、これらについても積極的な取組みをお願いいたします。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
3	2. 「2.最近の施策の進展等を踏まえた内容修正」の一環として； (2) LGBT理解増進法（正式名、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）が2023年に制定・施行され、第5条で地方公共団体はそれに沿った施策に努めることが明記されました。これまで各地の災害で、多くの性的少数者がさまざまな困難に直面し、それに対して望ましい行政の対応についても知見が蓄積されてきています。LGBT 理解増進法にそって、防災計画においても災害時に性的少数者に必要な支援についても明記してください。	市民の間で性的指向・性自認等に関する議論が充分深まっていないと考えるため、次期計画策定のときに、この計画で扱うべきかを含めて検討します。
4	P32 「第4 地震災害の想定」 次の【】内を補足し、《》内を削除してください（以下、同様）。 「東日本大震災（2011年3月）【や令和6年能登半島地震（2024年1月）】の教訓を踏まえ、科学的知見に基づき、本市にとってあらゆる可能性を考慮した最大級の地震及び災害を想定する。」	現在、まだ被災状況は確定に至っていないため、次回改定以降で記載していきます。
5	P36 表「■富山県内で震度4以上を記録した地震一覧」 令和6年能登半島地震（2024年1月）と、それによる南砺市の震度（5強）も追加すべきです。 （参考）政府非常対策本部 「令和6年能登半島地震に係る被害状況等について」	現在、まだ被災状況は確定に至っていないため、次回改定以降で記載していきます。
6	P37-40. 図1-図6 図中の文字がつぶれて読みにくいので、オリジナル資料から直接引用し、読みやすく活用しやすくしてください。	ご指摘どおり修正します。
7	<第2編 風水害編について> P131 「（2）指定避難所における施設、設備の整備」 「ア 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、【携帯トイレ、】非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、炊出し用具、毛布、暖房用器具等避難生活に最低限必要な物資、資機材の整備に努める。なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、女性、【乳幼児、】子どもにも配慮する。」 （理由・説明） ・既存の洋式トイレにかぶせて使う、携帯トイレは断水や下水損傷の場合に緊急に必要であり、備蓄に向いています。 （参考）「災害用のトイレ どんな種類が？どう使う？」 ・乳幼児には、子ども一般と異なり、災害時用に（液体・粉）ミルクや離乳食・紙おむつの備蓄が欠かせないので、明記すべきです。	ご指摘をふまえ、次回改定時に検討させていただきます。

	提出されたご意見	ご意見に対する市の考え方と対応
7	<p>P131-132 「(3) 指定避難所における運営体制の整備」</p> <p>「また、市及び各避難所の運営者は、【責任者や班長に女性も含めるとともに、】避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。」</p> <p>(理由・説明)</p> <p>男女共同参画推進員南砺市連絡会のパンフレット「男女共同参画の視点から 避難所運営についてみんなで考えよう!!」には、「男女双方の視点や生活者としての視点、様々なニーズを反映させるために女性も運営の責任者として参画することが大切です。」として、「運営の責任者や班長等には女性を2人以上配置しましょう。」と書かれており、政府男女共同参画局等もそれを推奨しています。女性の声を反映させやすくして、避難所生活を改善するために重要な点ですので、防災計画にも明記すべきです。</p> <p>(参考)</p> <p>熊本市男女共同参画センターはあもにい編 2019.『男女共同参画の視点に立った防災ポイント BOOK』</p>	<p>ご指摘をふまえ、次回改定時に検討させていただきます。</p>
8	<p>p133 「4 被災者用の住居の確保」</p> <p>「市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅【や宿泊施設】等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、体制の整備に努める。」</p> <p>(理由・説明)</p> <p>「みなし仮設住宅」に活用できる宿泊可能な施設(旅館・ホテルや寮など)の事前把握・協議も重要です。</p>	<p>今後、国の防災基本計画及び県の地域防災計画の改定等を参照に検討いたします。</p>
9	<p>p134 「(3) 防災上重要な施設の管理者の留意事項」</p> <p>「【保育所・幼稚園、】学校、病院【、福祉施設】その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練を実施することにより避難に万全を期する。」</p> <p>「イ【園児や】児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、【保育所・】学校及び教育行政機関においては指定避難所の選定、保護者等に対する周知方法、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食の実施方法について定める。</p> <p>「ウ病院【や福祉施設】において患者【や入所者】を他の《医療》機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者【・入所者等】に対する実施方法【、家族等に対する周知方法】等について定める。」</p>	<p>ご指摘をふまえ、次回改定時に検討させていただきます。</p>
10	<p>p134 「(4) 不特定多数の者が利用する施設の管理者の留意事項」</p> <p>「ショッピングセンター、駅、観光施設、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際《必要に応じ》、【その中に要配慮者がいる可能性や、】多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とする。」</p>	<p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>P153 「2 個別防災訓練」- 「(3) 避難訓練」</p> <p>「【保育所、】学校、病院、社会福祉施設、介護老人保健施設等では、避難訓練計画を作成して、定期的又は随時に実践的な避難訓練を実施し、【園児・】児童・生徒・患者等に行動要領を習熟させる。」</p>	<p>ご指摘をふまえ、次回改定時に検討させていただきます。</p>
12	<p>P153 「(6) 観光施設等における防災訓練の実施」</p> <p>「(6) 観光【・文化・スポーツ】施設等における防災訓練の実施」 (本文も同様に補足修正してください。)</p>	<p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

	提出されたご意見	ご意見に対する市の考え方と対応
13	<p>P156 「ク 多様情報伝達手段の確保」  「市は、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者【、知的障害者、外国人】など様々な障害【や情報アクセス困難者】をもつ避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、多様な手段を活用して情報伝達を行う。」</p>	<p>今後、国の防災基本計画及び県の地域防災計画の改定等を参照に検討いたします。</p>
14	<p>P157 「2 社会福祉施設等における要配慮者対策」- 「(1) 防災応急計画の策定」  「(オ) 施設と入所者の保護者【や家族等と】の情報連絡に関すること。」</p>	<p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
15	<p>P233 「5 災害報道」- 「(2) 災害報道の実施」  「報道機関は、災害関係記事又は番組を編成して報道する場合は、耳、目の不自由な人や高齢者、《在住》外国人に十分配慮するよう努める。」  (理由・説明)  旅行者である外国人に対しても報道で情報を伝えるべき対象なので、《在住》は削除してください。</p>	<p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
16	<p>P258 「2 避難所の運営」  「エ」末尾に「入浴については、「異性による介助が必要な人」や「要配慮者」用の時間帯を設けるなど、障害を持つ人やトランスジェンダー等も入浴できる機会の確保に努める。」と補足してください。  (理由・説明)  ・入浴：衛生環境保持のため、だれもが入浴できる環境を整えることが重要です。すでに令和6年能登半島地震では、一部の避難所で、自衛隊がそうした仮設浴場を設置運営しています。</p>	<p>今後、国の防災基本計画及び県の地域防災計画の改定等を参照に検討いたします。</p>
17	<p>P258 「2 避難所の運営」  「カ 市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮する。特に、男女別トイレ【および男女共用トイレ】、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭【、性的少数者】のニーズに配慮した避難所の運営に努める。」  (理由・説明)  ・男女共用トイレ：異性介助を要する人や異性の親子連れ、トランスジェンダーなど男女別トイレの利用が困難な人にも使いやすいトイレとして必要です。</p>	<p>今後、国の防災基本計画及び県の地域防災計画の改定等を参照に検討いたします。</p>
18	<p>P258 「2 避難所の運営」  「ク 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した【旅行者や】ホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。」  (理由・説明)  ・旅行者：P132では「3 観光地における指定避難所等の確保」とあり、観光地以外も含め一貫した対応が必要です。</p>	<p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
19	<p>P259 「第4 要配慮者への支援」  「高齢者、障害者、【妊産婦、】乳幼児、【性的少数者、】外国人等の要配慮者」  (理由・説明)  ・妊産婦：P851には妊産婦が含まれており、同様に明記すべきです。  ・性的少数者：災害時に、性的少数者はさまざまな困難に直面しがちであり、生存やプライバシー確保のために、行政として配慮が必要なが明らかとなっています（上記資料をご参照ください）</p>	<p>ご指摘をふまえ、次回改定時に検討させていただきます。</p>

	提出されたご意見	ご意見に対する市の考え方と対応
20	P268 「(3) 鉄道による輸送」 「鉄道等による輸送は、西日本旅客鉄道(株)、【あいの風富山鉄道、】日本貨物鉄道(株)及び富山地方鉄道(株)に依頼する。」	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
21	P273 「第2 食料の供給」-「5 被災者の要望把握と支援」 「(3) 市は、避難所における食物アレルギーを有する者【や乳幼児、宗教的に食べられない品目を持つ人】のニーズの把握やアセスメントの実施、食物《》アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。」	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
22	P273 「第3 生活必需品の供給」-「(2) 配給品目」 「衛生用品(トイレトーパー、生理用品、マスク、消毒液、携帯トイレ)」を追加してください。	ご指摘をふまえ、次回改定時に検討させていただきます。
23	P282 「I 行方不明者の調査」-「(2) 名簿の作成」 「年齢、性別で身長、」→「年齢、性別、身長、」(誤植修正)	ご指摘どおり修正します。
24	P302 「I 応急仮設住宅の建設」-「(7) 民間賃貸住宅借上げによる供与」 宿泊施設借上げによる、みなし仮設住宅の供与についても、補足してください。	今後、国の防災基本計画及び県の地域防災計画の改定等を参照に検討いたします。
25	P302 「2 入居者の選定」-「(1) 入所資格」 「エ 災害地における住民登録の有無を問わない。【また被災前に同居していた者、事実上の婚姻関係にあった者は、法的な親族関係等を問わず同居できる(事実婚や同性カップルを含む)。】」	今後、国の防災基本計画及び県の地域防災計画の改定等を参照に検討いたします。
26	P354 「(3) 各種相談窓口の設置」 「性的少数者(安否確認、医療、トイレ・風呂、住宅、プライバシー保護、等)」も追加してください。 (理由・説明) 災害時に、性的少数者は、これらさまざまな困難に直面しがちであり、生存やプライバシー確保のために、行政として配慮が必要なが明らかとなっています(上記資料をご参照ください)。	今後、国の防災基本計画及び県の地域防災計画の改定等を参照に検討いたします。
27	P356 「(1) 災害弔慰金」-「ウ 受給遺族」 災害で亡くなった住民の同性パートナーにも平等に災害弔慰金を支給するよう、規定を整備し、防災計画にも支給対象であることを明記してください。 (理由・説明) ・2022年3月から富山県がパートナーシップ宣誓制度を導入し、同性パートナーも法律上の夫婦に準じるものとして、差別ない扱いを求めています。 ・東京都世田谷区は2022年から、自然災害で亡くなった住民の同性パートナーにも平等に災害弔慰金を支給する新制度の運用を開始しており、先例があります。 (参考) 「世田谷区が4月から同性パートナーにも災害弔慰金を支給する新制度の運用を開始」	今後、国の防災基本計画及び県の地域防災計画の改定等を参照に検討いたします。
28	<第5編 震災編について> P875 「I 行方不明者の調査」-「(2) 名簿の作成」 「年齢、性別で身長、」→「年齢、性別、身長、」(誤植修正)	ご指摘どおり修正します。